

## 公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 3 月

評価対象（事業名）	臨床工学技士国家試験	
担当部局・課	主管部局・課	医政局医事課
	関係部局・課	医薬食品局審査管理課

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
	I	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>臨床工学技士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者であり、免許の取得に当たっては、臨床工学技士国家試験への合格及び臨床工学技士名簿への登録が必要となっている。</p> <p>また、当該試験の実施については、厚生労働大臣の指定を受けた法人等に委託できることとしている。</p>
関連公益法人名
(財) 医療機器センター

## 2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析	
<p>臨床工学技士の業務は、人の生命、身体の安全に関わる重要なものであることから、資格の取得に当たって試験を課し、免許取得者について一定の資質を担保することが必要である。</p> <p>当該事業については、高い公益性が求められるため、本来的には国が行うことが望ましいが、これを国が実施することには相当程度の負担が伴い、行政の効率化に反することから、公益性が高く、人員や組織の面で一定の要件を満たす法人を厚生労働大臣が指定して当該事業を委託することにより、効率的な運営が図られているところである。</p>	
(試験受験者数)	
平成 14 年	約 1,300 人
平成 15 年	約 1,300 人
平成 16 年	約 1,400 人

評価結果 (事務・事業の必要性)

臨床工学技士国家試験の実施は、臨床工学技士制度の適正な運営のため、欠くことのできない必要なものであることから、当該事業は今後とも継続して実施することとする。

また、当該事業を効率的に実施する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人に委託することとする。

3. 特記事項

--